

【報告事項①】会長代理の指名及び監査委員の選任について

- 会長の職務を代理する者の指名について

企画部長 松岡 力 委員

- 監査委員の選任について

始良市民生委員・児童委員協議会連合会 会長 秋宗 郁子 委員
始 良 市 観 光 協 会 会長 柳鶴 勉 委員

始良市地域公共交通会議要綱抜粋

(交通会議の運営)第4条 交通会議に会長をおく。

2 会長は、始良市長又はその指名する者とする。

3 会長は、交通会議を代表し、会議を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査)第12条 交通会議に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。